



島根県報

令和4年9月9日(金)

号外第101号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第618号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1178番9地先から同市三階町1552番5地先まで	メートル 441.10	令和4年 9月9日	浜田県土整備 事務所	
〃	三隅井野長浜線	浜田市田橋町19番3地先から同市内村町166番2地先まで	345.00	令和4年 9月9日		
〃	日貫川本線	江津市桜江町鹿賀793番23地先から同番5地先まで	36.37	令和4年 9月9日		